

松阪市地域生活支援拠点のご案内

障がいのある方が、地域で安心して暮らしていけるよう、介護をしている家族が、
急病などの理由で介護を行うことができなくなる等の **緊急時** に備える仕組みです。

地域生活支援拠点登録事業所を中心とした関係機関が協力して、
障がいのある方やご家族を支えます。

緊急時に備えるための仕組み

** 緊急になる前の支援 **

事前相談と緊急時を想定したプラン作り

相談支援事業所、松阪市などが、家族やご本人の障がいの状況についてお話しをお伺いし、緊急時に利用するサービスについて調整を行います。

体験

緊急時に利用することが見込まれる事業所などにおいて、体験を行います。

ご本人のことを施設等の方に分かってもらう、ご本人が施設等に慣れるなどといった目的があります。

⚠ 緊急になったときの支援 ⚠

相談

夜間・休日など、いつも相談している事業所がお休みの時間帯であっても、拠点事業所が連携して、受入先施設やヘルパー支援の調整をします。

見守りや受入れ

体験等で利用したことがある短期入所等事業所や居宅介護等事業所が、見守りや居室への受入れを行います。

事業所までの移送

短期入所事業所等まで、ヘルパー事業所などが送迎を行います。

※ 協力事業所の受け入れ状況等によりご要望に沿えない場合があります。

※ 移送に係る交通費、食事に係る費用、光熱費等は事業所の定めに従い、実費となります。

** 緊急後の支援 **

今後の生活について、支援の検討をします



拠点事業への申し込み方法

地域生活支援拠点では、緊急時に個々の障がい状況や家族状況に応じた支援を行うため、

事前エントリー（事前登録） をお願いしています。

拠点事業へのエントリーを希望される場合は、松阪市又は相談支援事業所までご連絡ください。

拠点事業へのエントリー対象となる方

◎ 介護者（家族）が高齢であるか、または緊急的な入院が必要と見込まれる方

◎ 緊急時に頼ることができる家族や親せきが近くにいない方

※ すでに1人暮らしをされている方については、対象となりません。